

発議第12号

議員派遣の件について

上記議案を地方自治法第100条第13項及び、みなかみ町議会会議規則第129条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成26年9月8日 提出

みなかみ町議会議長 河 合 生 博

議員派遣の件

次のとおり、議員を派遣する。

1. 海士町行政視察研修

- (1) 目的 地域活性化対策に資するため
- (2) 派遣場所 島根県隠岐郡海士町
- (3) 期間 平成26年9月24日(水)から3日間
- (4) 派遣議員 高橋久美子、森 健 治、石 坂 武、
前田 善成、阿部 賢一、林 一 彦、
山田 庄一、河合 生博

2. 国道291号清水峠現地視察調査

- (1) 目的 国道291号整備に係る現地調査
- (2) 派遣場所 国道291号清水峠
- (3) 期間 平成26年9月29日(月)
- (4) 派遣議員 森 健 治、石 坂 武、小 林 洋、
中島 信義、前田 善成、林 一 彦、
山田 庄一、原澤 良輝

3. 中野区交流調査

- (1) 目的 地域間交流の連携強化
- (2) 派遣場所 東京都中野区
- (3) 期間 平成26年9月30日(火)から2日間
- (4) 派遣議員 鈴木 初夫、小 林 洋、阿部 賢一、
林 一 彦、山田 庄一、森 下 直、
河合 生博

4. 平成26年度町村監査委員全国研修会参加

- (1) 目的 監査に関する知識習得のため
- (2) 派遣場所 東京都港区
- (3) 期間 平成26年10月2日(木)から2日間
- (4) 派遣議員 久保 秀雄

5. 台北市・台南市政府表敬訪問

- (1) 目的 台北市温泉博参加、台南市マンゴーオーナー契約締結
- (2) 派遣場所 台湾
- (3) 期間 平成26年10月10日(金)から6日間
- (4) 派遣議員 山田 庄一、河合 生博

6. 群馬県町村議会議員研修会

- (1) 目的 議会の発展に資するため
- (2) 派遣場所 吉岡町
- (3) 期間 平成26年10月29日(水)
- (4) 派遣議員 全議員

7. 町村議会議長全国大会

- (1) 目的 議長知識の習得のため
- (2) 派遣場所 東京都渋谷区
- (3) 期間 平成26年11月12日(水)
- (4) 派遣議員 河合 生博

8. 群馬県町村議会広報研修会

- (1) 目的 議会広報の発展に資するため
- (2) 派遣場所 前橋市
- (3) 期間 平成26年11月27日(木)
- (4) 派遣議員 高橋 久美子、森 健治、石坂 武
中島 信義、山田 庄一、原澤 良輝

平成 25 年度

決算審査意見書

利根郡みなかみ町

み監委発第 1 号
平成26年8月27日

みなかみ町長 岸 良 昌 様

みなかみ町監査委員 澁 谷 正 誼
同 久 保 秀 雄

平成25年度みなかみ町各会計決算及び各基金の運用状況の
審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された、平成25年度みなかみ町各会計決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

記

◎審査の対象

- 1 平成25年度みなかみ町一般会計決算
- 2 平成25年度みなかみ町国民健康保険特別会計決算
- 3 平成25年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計決算
- 4 平成25年度みなかみ町介護保険特別会計決算
- 5 平成25年度みなかみ町下水道事業特別会計決算
- 6 平成25年度みなかみ町水道事業会計決算

◎審査の期間

平成26年7月23日から8月7日まで

◎審査補助者

会 計 課 長	篠 田 朗		
総合政策課財政グループリーダー	桑 原 孝 治	総合政策課財政グループ主査	新 井 芙 美 子
議会事務局長	高 橋 正 次	議会事務局庶務議事グループ主任	田 村 勝

第 1 一般会計

I 総説

平成25年度における一般会計の決算額は次のとおりである。

(単位：円)

区 分	平成25年度	平成24年度	比 較 増 減	
			増 減 額	増 減 率
歳 入	13,940,917,960	14,536,003,525	△595,085,565	△4.1%
歳 出	13,117,002,071	13,641,209,671	△524,207,600	△3.8%
差引残額	823,915,889	894,793,854	△70,877,965	△7.9%

歳入構成

(単位：円)

区 分	平成25年度		平成24年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	5,104,069,756	36.6%	5,253,874,501	36.1%
依存財源	8,836,848,204	63.4%	9,282,129,024	63.9%
計	13,940,917,960	100.0%	14,536,003,525	100.0%

1 財政収支の状況

平成25年度の歳入総額は13,940,917,960円で、予算額に対して96.30%、調定額に対しては93.24%である。

また、自主財源である町税は、3,731,920,578円であり、歳入に占める割合は26.77%で、92,619,036円の不納欠損額と827,603,243円の収入未済額がある。

歳出については、総額13,117,002,071円で、歳入歳出差引残額は823,915,889円である。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源222,017,000円を差し引いた、実質収支額は、601,898,889円であり、320,000,000円が基金繰入の予定となっている。

2 財政運営の状況

歳入については、町税における収入未済額は、827,603,243円であり、調定額に対しての収納率は80.22%である。

税収入以外の収入未済額は、12款分担金及び負担金の1項1目農林水産業費分担金43,648,725円、2項2目民生費負担金において、1,515,800円、5目教育費負担金10,412,780円、6目商工費負担金1,454,240円、13款使用料及び手数料で

は1項5目商工使用料 18,052,930円、6目土木使用料 8,700,500円、20款諸収入の4項1目雑入 6,492,109円である。

歳出については予算額 14,475,813,000円、支出済額 13,117,002,071円であるが、不用額 604,217,929円と翌年度繰越額 754,593,000円があり、予算の執行率は90.61%となっている。

3 基金の状況

基金は、それぞれ条例に基づく積立と運用利子、その他積立を行った。

なお、平成25年度決算により生じた余剰金のうち320,000,000円は、平成26年度に積み立てる予定である。

◎みなかみ町積立基金の状況

(単位：円)

基金名	前年度末残高	決算年度中 増嵩(利子等)	決算年度中 取り崩し額	決算年度末 現在高
財政調整基金	3,431,752,734	301,053,804	0	3,732,806,538
減債基金	433,050,531	130,107	0	433,180,638
地域福祉基金	89,612,064	22,523	0	89,634,587
ふるさと農村活性化基金	16,963,589	4,240	2,707,350	14,260,479
教育環境整備基金	11,066,147	5,436	0	11,071,583
特殊車等維持購入基金	32,142,358	8,032	0	32,150,390
高島牧場災害防止等整備基金	34,295,223	16,402	6,392,141	27,919,484
奥利根アメニティ維持管理基金	38,783,435	16,055	35,000,000	3,799,490
地場産業振興基金	13,510,038	20,003,406	8,940,545	24,572,899
公共施設管理基金	560,121,314	300,170,492	0	860,291,806
スポーツ・健康まちづくり振興基金	30,015,000	30,007,544	21,543,000	38,479,544
国際化政策基金	22,000,000	9,049	10,065,000	11,944,049
有害鳥獣対策基金	66,049,962	29,213	24,437,000	41,642,175
みなかみ・水・「環境力」基金	6,806,574	5,025,649	0	11,832,223
合併振興基金	1,743,181,725	6,983,675	10,828,000	1,739,337,400
自家用有償バス運行基金	807,999	101	330,000	478,100
猿ヶ京温泉給湯施設基金	78,694,522	3,421,384	2,205,000	79,910,906
地域の元気臨時交付金基金	0	6,276,000	0	6,276,000
計	6,608,853,215	673,183,112	122,448,036	7,159,588,291

II 各説

1 歳入

歳入の個別審査にあたっては、次の諸点に留意した。

- (1) 地方自治法第231条に基づく適法な収入であるか否か。
- (2) 収入の実績と収入未済額の処理方法。
- (3) 地方税法第18条又は地方自治法第236条の規定による時効の関係。
- (4) 予算現額に対し、著しい増減の理由。

◎歳入の各款ごとの状況は、次のとおりである。

1 款 町税

町税は、調定額 4,652,142,857円に対し収入済額は 3,731,920,578円であった。

これは、24年度に対して 33,605,934円の減額であり、1項町民税、2項固定資産税、5項入湯税が前年度を下回った。町税の収入済額のうち固定資産税が 66.96%、町民税が21.71%であった。

収納率の状況は次のとおりであるが、25年度は80.22%となり、前年度より 2.51ポイント上回ったが、要因は24年度の不納欠損額が大きかったためであることから、経済情勢が厳しい中ではあるが、徴収についてより一層の努力を望むものである。

◎収納率調

(単位：円)

年度区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H25	4,652,142,857	3,731,920,578	92,619,036	827,603,243	80.22%
H24	4,845,378,384	3,765,526,512	224,234,573	855,617,299	77.71%
増減	△193,235,527	△33,605,934	△131,615,537	△28,014,056	2.51

2款、3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款、11款の状況は次表のとおりである。

(単位：円)

款	項	科 目	平成25年度 収入済額	平成24年度 収入済額
2		地方譲与税	194,831,000	204,080,282
	1	地方揮発油譲与税	59,525,000	60,700,000
	2	自動車重量譲与税	135,306,000	143,380,000
	3	地方道路譲与税	0	282
3	1	利子割交付金	4,479,000	3,963,000
4	1	配当割交付金	6,624,000	3,421,000
5	1	株式等譲渡所得割交付金	10,494,000	1,051,000
6	1	地方消費税交付金	202,601,000	204,342,000
7	1	ゴルフ場利用税交付金	23,137,520	22,389,640
8	1	自動車取得税交付金	59,302,000	65,310,000
9	1	地方特例交付金	4,470,000	4,257,000
11	1	交通安全対策特別交付金	4,774,000	4,818,000

10款 地方交付税

地方交付税 5,299,975,000円は、利根商業高等学校分として 415,128,000円が含まれており、その状況は次表のとおりである。

(単位：円)

年度区分 配分		平成25年度 交付税額	構成比	平成24年度 交付税額	構成比
A 総 額		5,299,975,000	100.00	5,364,819,000	100.00
内 訳	普通交付税	4,986,644,000	94.09	5,030,159,000	93.76
	特別交付税	313,331,000	5.91	334,660,000	6.24
B 利根商分		415,128,000	7.83	434,060,000	8.09
C(A-B)差 引		4,884,847,000	92.17	4,930,759,000	91.91

12款 分担金及び負担金

分担金において 43,648,725円の収入未済額、負担金において 13,382,820円の収入未済額があり、分担金については、畜産基地建設事業分担金である。

負担金については、保育園保育料負担金 1,515,800円、学校給食費負担金 10,412,780円、猿ヶ京温泉給湯施設負担金 1,454,240円であるが、未納の内容によっては制度維持の観点から法的措置を踏まえての徴収を望むものである。

1 3 款 使用料及び手数料

使用料の収入未済額は、観光センター使用料 1,124,560円、猿ヶ京温泉給湯施設使用料 16,928,370円、町営住宅使用料 8,700,500円（町営住宅駐車場使用料 12,000円を含む）であり、分担金及び負担金と同様の措置を望むものである。

2 0 款 諸収入

雑入の収入未済額は 6,492,109円で、主なものは町営住宅退去修繕料 2,071,615円、観光センター電気・維持管理料等 527,155円、猿ヶ京温泉受湯権利料 3,600,000円、猿ヶ京温泉受湯権利料消費税 180,000円等であり、分担金及び負担金と同様の措置を望むものである。

なお、1 4 款国庫支出金から 1 9 款繰越金まで及び 2 1 款町債については特記事項はなく、決算書のとおりである。

2 歳出

歳出の個別の審査に当たっては、次の諸点に留意した。

- (1) 予算の目的に合致しない支出の有無。
- (2) 支出手続きの適正性。
- (3) 各種契約の適正性。
- (4) 委託費の有用性と積算単価の妥当性。

1 款 議会費

議会費の歳出総額は 100,224,164円であり、主なものは議員報酬・議員手当・職員人件費である。各種特別委員会の設置にも積極的に取り組まれていることや、また子ども議会の開催なども検討されるなど、引き続き開かれた議会を目指した努力が期待される。

2 款 総務費

総務費の歳出総額は 1,944,498,196円である。

1 項総務管理費は 1,674,992,979円で、主なものは一般管理費 623,975,352円、財産管理費 45,265,415円、企画費 116,512,455円、産業政策費 91,167,736円、温泉施設費 96,023,126円等となっており、2 項徴税費は 181,787,186円で、税務総務費 108,856,121円が主である。3 項戸籍住民基本台帳費は 51,366,283円であった。修繕料等想定される費用を踏まえ、今後の施設維持を検討してほしい。

国際交流については、重点的な国々とは今後とも信頼関係を構築するため引き続き

き各種事業の展開は必要と思われるが、一方では、関係国の幅広いニーズに対応できるよう、近隣市町村との連携を深めることによって、より一層の成果を期待したい。

町における人口の減少と高齢化は大きな課題の一つである。移住定住の促進、あるいはそのための環境整備は重要な行政課題の一つと思われる。26年度に事業化が見込まれる「空き家バンク」の有効な活用はもとより、町を形成する土地や自然景観を生かしたより積極的な移住促進の施策展開を望むところである。

3款 民生費

民生費の歳出総額は 2,356,762,305円である。

1項社会福祉費は 1,642,852,871円で、主なものでは、社会福祉総務費 130,455,721円、老人福祉費 152,018,583円、福祉医療費 162,384,740円、障害者福祉費 403,540,529円、介護保険費 360,430,220円、後期高齢者医療費 376,249,968円となっている。

2項児童福祉費は 713,868,504円となり、主なものでは、児童措置費 256,196,920円、保育園費 335,885,066円である。

地域で支えあう福祉活動を行っている町民の割合が平成23年度 26.9%であったが、平成24年度 32.7%、平成25年度 36.2%と大きく向上している。町民が安心安全に支えあうことができるよう努力を継続してほしい。

ボランティア活動の参加者数も1,000人を超える状況にある。しかし今後の高齢化社会にあって、より多くの協力は不可欠である。こうした中で団塊の世代と呼ばれる人たちは、年齢的には高齢化と呼ばれる年齢階層に入ってはきたが、まさにこれからの地域を支える中心的な世代としてとらえ、今後のまちづくり、とりわけ福祉支援に参加協力出来るネットワーク作りを期待したい。

また、子育て支援における「子育てひろば参加者延数」は、24年度約1,400人が、25年度は約2,500人となり、少子化のなかでその果たす役割は大きいものと思われる。町で実施する子育て支援の各種事業は町外からの参加者も増加していると聞いており、こうした環境の整備や事業の充実は移住定住促進の観点からも重要であり、今後更なる取り組みを期待するものである。

4款 衛生費

衛生費の歳出総額は 1,131,162,744円である。

1項保健衛生費は 439,032,273円で、主なものでは保健衛生総務費 83,193,996円、予防費 81,970,747円、国民健康保険費 172,076,674円、環境衛生費 60,092,171円である。

2項清掃費 593,576,471円は、清掃総務費 101,334,399円、塵芥処理費 81,070,284円、奥利根アメニティパーク管理費 411,171,788円である。

3項水道費は、水道事業会計への繰出金 98,554,000円である。

ごみの減量へ向けて何らかの取り組みを行っている町民の割合が平成24年度 85.8%であったが、平成25年度87.9%と2.1ポイント向上している。

5款 労働費

労働費の歳出総額は 16,111,100円で、貸付金の勤労者生活資金預託金 16,000,000円が主なものである。

6款 農林水産業費

農林水産業費の歳出総額は 934,775,670円である。

1項農業費は 858,780,978円で、主なものは、農業委員会費 36,783,394円、農業総務費 89,857,731円、農業振興費 90,884,494円、畜産業費 70,879,948円、農地費 546,735,963円、地籍調査費 23,639,448円である。

2項林業費は 75,994,692円で、林業振興費 55,658,699円が主なものである。

鳥獣による被害が平成24年度7,171千円から平成25年度 7,074千円、被害面積が平成24年度 9.8haから平成25年度 9.1haと減少している。

ただ、電気牧柵等の設置による鳥獣害の防止は、その設置箇所における被害の軽減には大きな効果はあるが、費用と範囲、人間が囲われている感、作業上の利便等多くの問題があるものと思われる。今後も個体数の削減、近隣市町村との連携による山への追い上げ等、基本的課題の解消に向けて努力いただきたい。

7款 商工費

商工費の歳出総額は 514,244,439円である。

1項商工費は 108,735,893円で、商工総務費 47,187,874円、商工業振興費 61,548,019円である。

2項観光費は 405,508,546円で、主なものは、観光総務費 153,304,629円、観光振興費 84,548,819円、観光施設費 117,539,754円である。

観光消費額について、平成23年度 19,951,028,000円、平成24年度 20,725,087,000円、平成25年度 19,813,000,000円と平成25年度は減少となった。これは、台風、大雪が週末に集中したことが要因と考えられる。各年によって多くの要素が起因して観光客の増減はあるが、町の魅力を発信し続けることは当然のことながら、例えば観光事業者からも要望の多い諏訪峡遊歩道改修の早期完了など、生きた観光資源として活用できるものについては、財政と重要度を考慮しつつ、

しっかりとした対応を望むとともに、引き続き観光振興に努力して欲しい。

8 款 土木費

土木費の歳出総額は1,914,033,440円である。

1 項土木管理費は 13,628,850円であり、2 項道路橋梁費は 873,713,645円で、主に道路新設改良費 45,455,106円、除雪費 261,314,222円である。

3 項河川費 125,221円は、河川維持費である。

4 項都市計画費は 809,266,922円で、主なものでは、都市整備費 160,609,888円、公共下水道費 439,991,000円である。

5 項住宅費 217,298,802円は、町営住宅管理費である。

町内の道路で不便を感じている町民の割合は、平成23年度 52.9%から平成24年度 50.7%と 2.2ポイント減少したが、平成25年度 53.0%と 2.3ポイント増加している。

狭あい道路の改修等鋭意努力されているが、高齢化等による緊急用件あるいは防災上からも安全なまちづくりに、なお一層の配慮を望みたい。また、地域で守る道路整備についても原材料の支給要件の整備や、住民への啓発を更に実行あるものとして取り組まれない。

9 款 消防費

消防費の歳出総額は 511,962,001円で、主なものは、利根沼田広域消防費 334,175,300円である。

10 款 教育費

教育費の歳出総額は 1,559,096,270円である。

1 項教育総務費 241,687,596円は、主に事務局費 240,489,173円である。

2 項小学校費 110,403,962円は、小学校総務費 51,315,885円と小学校費 59,088,077円であり、3 項中学校費 79,464,818円は、中学校総務費 38,143,466円と中学校費 41,321,352円である。また、4 項高等学校費 415,128,000円は、利根商地方交付税分負担金 415,128,000円が主なものであり、5 項幼稚園費は89,408,514円である。

6 項社会教育費の 202,096,963円は、社会教育総務費 69,665,164円、社会教育施設費 104,269,385円等であり、7 項保健体育費は 186,464,521円、8 項学校給食費は 234,441,896円である。

「日頃から生涯学習を行っている町民の割合」が平成23年度 35.5%から、平成25年度 25.7%へと減少している。アンケートにおける質問のとらえ方の問題や年

齡の高まり等実態は十分把握できないと思われるが、これまで実施してきた「みなかみ紀行」学習事業や「与謝野晶子」講座、あるいは観光関係での名胡桃城址を重点とした学習会などは好評と聞いている。こうした地域が持っている学びの素材はまだまだあるだろうと思われる。頭と体を動かして健康長寿を図ると共に、より地域を知ることによって町を愛する人が増加することにより、まちづくりの更なる展開が期待できるものと思われ、引き続き事業推進を望むものである。

1 1 款 災害復旧費

災害復旧費の歳出総額は 5,525,500円 で、土木施設災害復旧費 5,525,500円 である。

1 2 款 公債費

公債費の歳出総額は 2,124,848,616円 で、元金 1,926,133,469円、利子 198,715,147円 である。

1 3 款 諸支出金

諸支出金の歳出総額は 3,757,626円 であり、土地開発公社費 3,755,004円 が主なものである。

土地開発公社へ補助金を交付しているため、平成 25 年度土地開発公社決算について、審査を行った。

出納関係帳票及び証書類を照合しその内容を試査の方法により審査した結果、会計処理は適法適正であると認めた。

第 2 特別会計

I 総説

平成 25 年度における各特別会計収支の状況は、次のとおりである。

◎特別会計歳入・歳出決算額 (単位：円)

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	3,008,989,396	2,752,547,748	256,441,648
後期高齢者医療	269,206,771	251,428,587	17,778,184
介護保険	2,221,847,310	2,152,365,004	69,482,306
下水道事業	957,005,908	932,770,923	24,234,985
合計	6,457,049,385	6,089,112,262	367,937,123

平成 25 年度みなかみ町各特別会計の歳入総額 6,457,049,385円に対し、歳出総額は 6,089,112,262円で、歳入歳出差引残額367,937,123円となり、500,000円を翌年度に繰越すものである。

◎一般会計からの繰入金状況 (単位：円)

会計名	本年度繰入金
国民健康保険	139,071,347
後期高齢者医療	90,611,269
介護保険	297,437,000
下水道事業	439,991,000
合計	967,110,616

◎歳入関係執行状況 (単位：%)

会計名	調定額／予算額	収入済額／調定額	備考
国民健康保険	107.35	91.97	
後期高齢者医療	105.10	99.28	
介護保険	101.69	99.26	
下水道事業	100.34	97.40	

◎歳出関係執行状況

(単位：%)

会計名	支出済額／予算額	不用額／予算額	備考
国民健康保険	90.31	9.69	
後期高齢者医療	97.45	2.55	
介護保険	97.78	2.22	
下水道事業	95.25	4.75	翌年度繰越額／予算額 0.49

◎収入未済額

(単位：円)

科目	平成25年度	平成24年度
国民健康保険税等	254,950,555	252,258,514
後期高齢者医療保険料	1,890,870	1,803,400
介護保険料	16,163,472	13,553,772
下水道使用料等	24,890,220	23,725,329
合計	297,895,117	291,341,015

II 各会計状況

1 国民健康保険特別会計

歳入における主なものは、1款国民健康保険税の調定額 993,903,036円に対する収入済額 731,102,008円で、73.56%の収納率であった。また、不納欠損額は7,940,500円となった。

次に、2款国庫支出金 602,183,898円、4款前期高齢者交付金 667,277,682円、6款共同事業交付金 304,016,935円、9款繰越金 213,565,030円で、歳入総額は3,008,989,396円である。

歳出における主なものは、2款保険給付費 1,777,422,418円、3款後期高齢者支援金等 368,593,060円、7款共同事業拠出金 329,896,814円で、歳出総額は2,752,547,748円であり、歳入歳出差引残額は 256,441,648円である。

2 後期高齢者医療特別会計

歳入における主なものは、1款後期高齢者医療保険料 151,686,230円、2款繰入金 90,611,269円で、歳入総額は 269,206,771円である。

歳出における主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金 240,773,673円で、歳出総額は 251,428,587円であり、歳入歳出差引残額は 17,778,184円である。

3 介護保険特別会計

歳入における主なものは、1款保険料 329,976,900円で、調定額 346,525,072円に対する収納率は 95.22%である。

次に4款国庫支出金 548,575,387円、5款支払基金交付金 603,147,000円、6款県支出金 312,564,271円、9款繰入金 388,228,000円で、歳入総額は 2,221,847,310円である。

歳出における主なものは、1款総務費 29,353,326円、2款保険給付費 2,063,456,830円、3款地域支援事業費 17,491,946円で、歳出総額は 2,152,365,004円であり、歳入歳出差引残額は 69,482,306円である。

4 下水道事業特別会計

歳入総額は 957,005,908円で主なものは、2款使用料及び手数料 206,285,059円、5款繰入金 439,991,000円、7款町債 231,200,000円である。

収入未済額については、下水道使用料等で 24,674,090円、受益者負担金で 216,130円があり、適切な徴収を実施されたい。

歳出総額は 932,770,923円で主なものは、2款下水道事業費 372,229,204円、3款公債費 490,014,946円であり、歳入歳出差引残額は 24,234,985円である。

水洗化率について、平成21年度 86.6%、平成22年度 84.3%、平成23年度 83.9%と減少し、平成24年度は 84.5%と増加となったが、平成25年度は 83.4%と再び減少している。

第3 企業会計

1 水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出

① 上水道事業収益の営業収益 238,069,066円から仮受消費税11,197,290円を除いた額と、簡易水道事業収益の営業収益 159,787,880円から仮受消費税 7,203,580円を除いた額の合計は、損益計算書の営業収益 379,456,076円となっている。営業収益の98.98%を、給水収益が占めている。

② 営業外収益 46,481,876円の主なものは、他会計補助金である。

③ 上水道事業費用の営業費用 183,087,857円から仮払消費税 2,907,965円を除いた額と、簡易水道事業費用の営業費用 188,399,699円から仮払消費税 1,980,005円を除いた額の合計は、損益計算書の営業費用 366,599,586円となっている。

営業費用の主なものは、減価償却費 159,655,161円、総係費 110,466,106円である。

- ④ 営業外費用の主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費となっている。
- ⑤ 損益計算書において、当年度純利益 18,935,030円となり、当年度未処理欠損金は 313,573,996円となった。

(2) 資本的収入及び支出

- ① 上水道事業資本的収入 17,342,000円の主なものは、補助金 10,013,000円であり、簡易水道事業資本的収入 57,671,000円の主なものは補助金 44,297,000円となっている。
- ② 上水道事業資本的支出の建設改良費 24,943,800円から仮払消費税 1,187,800円を除いた額と、簡易水道事業資本的支出の建設改良費 60,805,374円から仮払消費税 2,895,492円を除いた額の合計は、貸借対照表の有形固定資産の建物、構築物、機械及び装置に計上されている。
- ③ 上水道事業資本的支出の企業債償還金 65,343,894円と、簡易水道事業資本的支出の企業債償還金 85,591,744円は、貸借対照表の借入資本金の企業債の減少項目である。

(3) 事業運営

- ① 未収金 114,206,252円のうち、平成26年3月末現在の水道料金は、110,689,298円であり、5月末現在では 59,162,458円となっている。
この未収金は累積額であり、適正な処理が強く望まれる。
- ② 経営成績については、営業収益営業利益率（営業収益に対する営業利益の割合であり、この比率が高いほど効率の良い営業がされている。）が 3.4%（前年 7.7%）となった。

経営資本回転率（経営資本に対する営業収益の割合であり、期間中に経営資本の何倍の営業収益があったかを示すもので、この数値が高いほど経営資本の収益性が高いとされている。）は 0.100回（前年 0.101回）となった。

また、経営資本営業利益率（経営活動のための投下資本がどれだけ利益を上げたかを示すもので、この数値が高いほど収益性が良好とされている。）は 0.34%（前年 0.78%）になった。

- ③ 一般会計からの補助金 98,554,000円のうち、24,000,000円が法定外であるため、経営基盤の強化に向け、更なる取り組みを望む。

第4 審査結果の総括意見

平成25年度の決算審査は、総合計画の基本構想及び基本計画に沿ったまちづくり施策について、行政評価制度を活用し、審査を行った。

1 歳入について

町税及び使用料等は、町を支える礎であり、収入未済額を増やさない対応を今後重要課題として取り組まれない。

毅然とした厳しい対処により、住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれる。

なお、滞納者等への督促や交渉及び滞納額管理において、トラブルやミスが発生を防ぐためにも複数職員で対応し、二重チェックを基本として取り組まれない。

主な町税及び使用料等の収入未済額

(単位：円)

項 目	平成25年度末	平成24年度末	増 減
町 税	827,603,243	855,617,299	△28,014,056
畜産基地建設事業分担金	43,648,725	36,144,488	7,504,237
保育園保育料負担金	1,515,800	1,671,300	△155,500
学校給食費負担金	10,412,780	10,286,480	126,300
温泉給湯施設負担金	1,454,240	1,580,240	△126,000
温泉給湯施設使用料	16,928,370	16,879,890	48,480
町営住宅使用料	8,700,500	9,568,673	△868,173
温泉受湯権利料	3,780,000	0	3,780,000
国民健康保険税	254,860,528	252,236,436	2,624,092
後期高齢者医療保険料	1,890,870	1,803,400	87,470
介護保険料	16,163,472	13,553,772	2,609,700
下水道使用料等	24,890,220	23,725,329	1,164,891
水道料金	110,689,298	110,070,582	618,716
合 計	1,322,538,046	1,333,137,889	△10,599,843

2 歳出について

健全財政に向け、早期勸奨退職制度の推進、地方債の新規発行の抑制、特定目的基金の積立等、鋭意努力されていることが認められる。

しかし、地方交付税の合併算定替による増額分の約13億円が、平成28年度から32年度まで段階的に減少し、33年度以降増額分が0円となる。このことを想定し、個別の事務事業の必要性・重要性について更なる検討を進め、今後も経費の節減に努められたい。

3 積立基金について

25年度決算における普通会計の積立基金の総額は71.6億円となり、合併当初からみて各種の努力によって大きな伸びとなっている。

しかし、地方交付税の方向が今後町の財政に与える影響は非常に大きいものがある。更には今後財政を大きく圧迫させるであろう各種の多額な費用負担（例えば、国土強靱化を目指す農業用水路・ため池の整備や、橋梁長寿命化計画の策定によって町で管理する約400橋の修繕計画により毎年多くの費用をつぎ込まざるを得ない等々）が想定されることから、今後はそうした要素を加味した適切な基金管理を行い、安定した行政運営が出来るよう検討対処されたい。

4 行財政改革について

(1) 町においては、平成27年度までに予算規模100億円、職員数240名体制に向けた行財政改革のための行動指針に基づき、これまで鋭意取り組んできている。

この中で、職員数については、勸奨退職制度により着実な縮減と、経費節減が計られてきたことに対しては大きく評価できるところである。ただ、今後は、年金支給年齢の関係から定年退職によらざるを得ないものと思われ、当初目的の達成年度がさらに遅れることが想定される。

しかし、そうした状況にはあるものの、現在の町職員の年齢構成からみて、今後も急速に職員数が減少していくことは避けられない実態と思われる。

(2) 一方、事務事業については、合併当初からの公共施設や事務の流れが受け継がれてきており、いくつかの施設に廃止等が見られたものの、事業等においてはこのところの地方交付税の増額の関係もあり以前よりも増加している実態にある。

こうしたことから職員数の減少に見合った事務事業の構築は、早急に取り組むべき課題となっている。

(3) このような事情を踏まえ、昨年に引き続き事務事業マネジメントシート

について試査の方法により審査を行った。

この事務事業マネジメントシート（以下シートと呼ぶ）は、行政評価制度の根幹をなすものであることから行政評価制度そのものを検証することとし、平成25年度の事務事業915事業のうち、87事業、9.5%を指定し、「事業概要」および、「事務事業の手段・目的・結果及び対応する指標」等について、重点的に説明を求めた。

審査結果として次のことに対して事務改善を望むものである。

- ①シートの利活用 記載されている「統合・連携可能なもの」については、速やかな処置。
- ②「改革・改善期待成果」分類等を足掛かりとし、事務事業の重要度等も勘案しつつ早期の改革案の作成。
- ③事務事業担当者のシート作成に当たっては、義務的でなく、シート作成を通じて、企画サイドと情報の共有により、誰もが行政改革の重要なアイテムであると認識できる使われ方の確立。
- ④シートの作成に当たっては、過去に記載されたものがそのままとなっているものがあることから、十分注意されたい。

以上について取り組みの強化に努めて頂きたい。

5 住民参加のまちづくり

町では、平成20年にまちづくり基本条例を制定し、自助・互助・扶助の精神に基づく「まちづくり」を提案している。

これまで、行政の呼びかけによって各種の地域の人たちが主体となった活動が育ってきており、例えば「まちづくり協議会」の活動や、街なみ環境整備事業のための「まちなみ協定」の締結により、住民が同一の目的で潤いのある景観形成に取り組むなど、徐々に成果が上がっている。

一方、「自主防災組織」のように通常は特段の活動が無いだけに存在感が薄れがちなもの、あるいは、鳥獣害防止のために行った集落に隣接する林野の刈り払いなども、その後のフォローが出来ていない地区など、機能の維持が課題となっているものがみられる。

これらは、主体となる役員が短期的に交代することなども影響していると考えられ、広い意味でのまちづくりとして、今後も町として住民意識の更なる高まりが期待できるような環境作りに鋭意努めて頂きたい。

以上、要望事項を含め意見を記したところであるが、みなかみ町の将来に向けて対応を望むものである。

平成25年度決算について、出納関係帳票及び証書類を照合しその内容を試査の方法により審査した結果、一般会計、特別会計及び企業会計を通じ会計処理は適法適正であると認めたので報告する。

平成 26 年第 4 回 (9 月) みなかみ町議会定例会請願文書表

番 号	請 願 件 名 請 願 趣 旨	請 願 人 紹 介 議 員	受 理 年 月 日 付 託 委 員 会
請 願 第 5 号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願（陳情）書	利根郡みなかみ町 西峰須川 688-2 利根沼田聴覚障害者協会 会長 本多 健三郎 林 一彦	平成 26 年 6 月 17 日 総務文教常任委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。</p> <p>【請願事項】</p> <p>手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。</p> <p>2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。</p> <p>障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められた。</p> <p>また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える</p> <p>【請願事項】</p> <p>手話言語法を求める意見書を提出してください。</p>			

平成26年第4回(9月)みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第6号	日本を再び戦争する国にする「集団的自衛権行使容認」の閣議決定の撤回を求める意見書提出を求める請願書	沼田市坊新田町甲 1106	平成26年8月26日
		戦争をさせない 利根沼田実行委員会 実行委員長 木村 朝次郎	
		原澤 良輝・林 誠行	
	【請願趣旨】	<p>安倍内閣は7月1日、憲法の解釈を大きく変えて、日本への武力攻撃がなくても海外のどこにでも自衛隊を派兵する「集団的自衛権行使容認」を「閣議決定」しました。</p> <p>これは憲法を中心の柱である平和主義を根本からくつがえす解釈改憲であり、歴代内閣が長年、憲法9条の解釈で集団的自衛権の行使を禁じてきた積み重ねを大本から掘り崩すもので、有識者は、「憲法違反の暴挙であるといわざるをえない」と指摘し、報道機関の世論調査でも国民の過半数が反対と述べ、不安の声を上げています。</p> <p>かつて日本は、アジア太平洋戦争において多大な犠牲を引き起こし、国内の焦土の中から痛切な反省のもとに、1947年5月3日、日本国憲法は施行されました。</p> <p>みなかみ町は核兵器廃絶平和の町宣言を行い、憲法に掲げられた平和主義の理念を町民生活に生かすことを、町政の基本に据えてきました。</p> <p>みなかみ町民の平和と安全を守るために、また、地域の若者を再び戦場に、送り出さないためにも、「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回するよう国に対して意見書を提出していただくよう求めるものです。</p>	
【請願事項】	<p>1. 集団的自衛権行使を容認する「閣議決定」を直ちに撤回するよう国に対して意見書を提出していただきたい。</p>		